

倫理審査委員会

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備 考	利益相反
○	臨床教育講座	教授	伊藤 俊之	H29.6.1	H30.3.31	1号	有
	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所	研究リーダー	小原 有弘	H29.10.25	H30.3.31	1号	無
□	京都大学医学部附属病院 早期臨床試験部	准教授	南 学	H29.10.25	H30.3.31	1号	無
	生命科学講座	教授	平田 多佳子	H29.6.1	H30.3.31	1号	有
	京都大学IPS細胞研究所 上廣倫理研究部門	准教授	藤田 みさお	H29.10.25	H30.3.31	2号	無
	中村・平井・田邊法律事務所	弁護士	田邊 昇	H29.10.25	H30.3.31	2号	無
	岐阜大学大学院医学系研究科	教授	塚田 敬義	H29.6.1	H30.3.31	2号	無
	神戸女学院大学文学部総合文化学科	教授	横田 恵子	H29.6.1	H30.3.31	2号	無
	滋賀医科大学	名誉教授	木村 隆英	H29.6.1	H30.3.31	3号	有
	一般市民		宮本 健二郎	H29.6.1	H30.3.31	3号	無
	一般市民		中野 由紀子	H29.6.1	H30.3.31	3号	無

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者 若干名

(2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者 若干名

(3) 一般の立場から意見を述べる事ができる者 若干名

(4) その他委員長が必要と認める者 若干名

2 前項の委員は，委員長の指名を経て学長が委嘱し，その任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

倫理審査委員会専門小委員会

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
観察	社会医学講座	教授	三浦 克之	H29.10.25	H30.3.31	1号
観察	臨床看護学講座	教授	宮松 直美	H29.10.25	H30.3.31	1号
介入	脳神経外科学講座	教授	野崎 和彦	H29.10.25	H30.3.31	1号
介入	眼科学講座	教授	大路 正人	H29.10.25	H30.3.31	1号
介入	外科学講座(消化器)	教授	谷 眞至	H29.10.25	H30.3.31	1号
介入	臨床教育講座	准教授	辻 喜久	H29.10.25	H30.3.31	1号
介入	臨床研究開発センター	助教	吉中 勇人	H29.10.25	H30.3.31	1号
その他	医療文化学講座	教授	室寺 義仁	H29.10.25	H30.3.31	2号
その他	独立行政法人地域医療機能 推進機構滋賀病院	顧問	藤山 佳秀	H29.10.25	H30.3.31	1号
その他	看護部	看護師	吉田 和寛	H29.10.25	H30.3.31	1号

(専門小委員会・小委員会)

第7条 委員会は、研究等の実施の適否等について専門的な立場からの調査及び検討を実施するため、専門小委員会 及び小委員会を置くことができる。なお、専門小委員会は別途内規に準じて運営する。

2 専門小委員会及び小委員会の委員は、委員会の委員長が委嘱する。

3 専門小委員会及び小委員会の委員長は、委員会の委員長が委嘱する。

4 専門小委員会及び小委員会は、委員会に審査検討結果を報告しなければならない。

5 専門小委員会及び小委員会に関し必要な事項は、別に定める。